

○伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第3の事務及び情報を定める規則

平成28年3月31日規則第47号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年伊丹市条例第53号。以下「条例」という。）別表第3の規定に基づき、同表の規定で定める事務及び当該事務のために提供される特定個人情報を定めるものとする。

(子ども・子育て支援法に基づく事務及び提供される情報)

第2条 条例別表第3市長の項第1号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第16条（同法第30条の3において準用する場合を含む。）の資料の提供等の求めに関する事務 子ども・子育て支援法第6条第1項に規定する小学校就学前子ども（以下「小学校就学前子ども」という。）及び小学校就学前子どもの保護者又は扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に規定する扶養義務者をいう。）（以下「保護者等」という。）に係る子ども・子育て支援法第20条第1項の教育・保育給付認定若しくは同法第23条第1項の教育・保育給付認定の変更の認定の申請の受理、同条第4項の職権による教育・保育給付認定の変更の認定、同法第24条第1項の教育・保育給付認定の取消し、同法第30条の5第1項の施設等利用給付認定若しくは同法第30条の8第1項の施設等利用給付認定の変更の認定の申請の受理、同条第4項の職権による施設等利用給付認定の変更の認定、同法第30の9第1項の施設等利用給付認定の取消し又は同法第59条の地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報（以下「子ども・子育て支援事業関係情報」という。）

(2) 子ども・子育て支援法第59条の地域子ども・子育て支援事業（同条第2号、第3号、第10号及び第11号に掲げる事業に限る。）に関する事務 前号に掲げる情報

(多子世帯に係る保育所等の保育料の軽減に関する事務及び提供される情報)

第3条 条例別表第3市長の項第2号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する特定被監護者等をいう。）が複数いる世帯（以下「多子世帯」という。）に対する保育所、認定こども園又は特定地域型保育事務所の保育料の軽減に係る保育料に係る補助金（以下「保育所等多子世帯保育料軽減補助金」という。）の交付の申請の受理、その申請に係る事実について

ての審査又はその申請に対する応答に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う特定被監護者等の保護者及び当該保護者と生計を一にする者に係る子ども・子育て支援事業関係情報

イ 当該申請を行う特定被監護者等の保護者及び当該保護者と生計を一にする者に係る第5条第1号の幼稚園多子世帯保育料軽減補助金の交付に関する情報

(2) 保育所等多子世帯保育料軽減補助金に関する調査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該調査に係る特定被監護者等の保護者及び当該保護者と生計を一にする者に係る子ども・子育て支援事業関係情報

イ 当該調査に係る特定被監護者等の保護者及び当該保護者と生計を一にする者に係る第5条第1号の幼稚園多子世帯保育料軽減補助金の交付に関する情報

(3) 保育所等多子世帯保育料軽減補助金の交付決定の取消しに関する事務 次に掲げる情報

ア 当該取消しに係る特定被監護者等の保護者及び当該保護者と生計を一にする者に係る子ども・子育て支援事業関係情報

イ 当該取消しに係る特定被監護者等の保護者及び当該保護者と生計を一にする者に係る第5条第1号の幼稚園多子世帯保育料軽減補助金の交付に関する情報

(対象外国人に係る生活保護法の規定に準じて行う事務及び提供される情報)

第4条 条例別表第3市長の項第3号の規則で定める事務は、条例別表第1市長の項第1号に規定する対象外国人又は生活保護法に準じて保護が行われていた対象外国人に対して行う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第19条各号に掲げる事務に準じて行う事務とし、同号の規則で定める情報は、学校保健安全法（昭和33年法律第56条）第24条の援助の実施に関する情報とする。

(教育委員会の子ども・子育て支援法に基づく事務及び提供される情報)

第5条 条例別表第3教育委員会の項第1号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 子ども・子育て支援法第16条（同法第30条の3において準用する場合を含む。）の資料の提供等の求めに関する事務 次に掲げる情報

ア 小学校就学前子ども及びその保護者等に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の障害児通所給付費の給付又は同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費の給付に関する情報（以下「障害児通所給付等関係情報」という。）

- イ 小学校就学前子ども及びその保護者等に係る生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の保護の実施，同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更，同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）
- ウ 小学校就学前子どもの保護者等に係る災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項の罹災証明書の交付及びその被害の程度に関する情報並びに同法第90条の3第1項の被災者台帳に関する情報
- エ 小学校就学前子ども及びその保護者等に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当支給関係情報」という。）
- オ 小学校就学前子ども及びその保護者等に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる都道府県民税（個人に係るものに限る。）に関する情報（以下「県民税関係情報」という。）及び同法第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）に関する情報（以下「市民税関係情報」という。）
- カ 小学校就学前子ども及びその保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の支給に関する情報
- キ 小学校就学前子ども及びその保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
- ク 小学校就学前子ども及びその保護者等に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項及び第3項の支援給付の支給の実施，中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下この号において「平成19年改正法」という。）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下この号において「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下この号において「旧法」という。）第14条第1項の支援給付，平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施，中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項（平成19

年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。)並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の開始若しくは同条第9項の変更,同法第25条第1項の職権による開始若しくは同条第2項の職権による変更又は同法第26条の停止若しくは廃止に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」という。)

ケ 小学校就学前子ども及びその保護者等に係る身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

コ 小学校就学前子ども及びその保護者等に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

サ 小学校就学前子ども及びその保護者等に係る子ども・子育て支援事業関係情報

シ 小学校就学前子ども及びその保護者等に係る条例別表第1市長の項第1号に規定する対象外国人に対して生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施,同法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更,同法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更又は同法第26条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報

(2) 子ども・子育て支援法第20条第1項の教育・保育給付認定若しくは同法第23条第1項の教育・保育給付認定の変更の認定の申請の受理,その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 前号(ウを除く。)に掲げる情報

(3) 子ども・子育て支援法による支給認定証に関する事務 第1号(ウを除く。)に掲げる情報

(4) 子ども・子育て支援法第22条若しくは子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第15条第1項の届出の受理,その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 第1号に掲げる情報

(5) 子ども・子育て支援法第23条第4項の職権による教育・保育給付認定の変更の認定に関する事務 第1号(ウを除く。)に掲げる情報

(6) 子ども・子育て支援法第24条第1項の教育・保育給付認定の取消しに関する事務 第1号(ウを除く。)に掲げる情報

(7) 子ども・子育て支援法第30条の5第1項の施設等利用給付認定若しくは同法第30条の8第

1 項の施設等利用給付認定の変更の認定の申請の受理，その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 第 1 号に掲げる情報

(8) 子ども・子育て支援法第30条の 7 若しくは子ども・子育て支援法施行規則第28条の12第 1 項の届出の受理，その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 第 1 号に掲げる情報

(9) 子ども・子育て支援法第30条の 8 第 4 項の職権による施設等利用給付認定の変更の認定に関する事務 第 1 号（ウを除く。）に掲げる情報

(10) 子ども・子育て支援法第30条の 9 第 1 項の施設等利用給付認定の取消しに関する事務 第 1 号（ウを除く。）に掲げる情報

(11) 子ども・子育て支援法第59条の地域子ども・子育て支援事業（同条第 1 号から第 3 号まで，第10号及び第11号に掲げる事業に限る。）に関する事務 次に掲げる情報

ア 小学校就学前子ども及びその保護者等に係る障害児通所給付等関係情報

イ 小学校就学前子ども及びその保護者等に係る生活保護実施関係情報

ウ 小学校就学前子ども及びその保護者等に係る児童扶養手当支給関係情報

エ 小学校就学前子ども及びその保護者等に係る県民税関係情報及び市民税関係情報

オ 小学校就学前子ども及びその保護者等に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

（多子世帯に係る幼稚園の保育料の軽減に関する事務及び提供される情報）

第 6 条 条例別表第 3 教育委員会の項第 2 号の規則で定める事務は，次の各号に掲げる事務とし，同号の規則で定める情報は，当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 多子世帯に対する幼稚園の保育料の軽減に係る補助金（以下「幼稚園多子世帯保育料軽減補助金」という。）の交付の申請の受理，その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う特定被監護者等の保護者及び当該保護者と生計を一にする者に係る市民税関係情報

イ 当該申請を行う特定被監護者等の保護者及び当該保護者と生計を一にする者に係る子ども・子育て支援事業関係情報

ウ 当該申請を行う特定被監護者等の保護者及び当該保護者と生計を一にする者に係る保育所等多子世帯保育料軽減補助金の交付に関する情報

(2) 幼稚園多子世帯保育料軽減補助金に関する調査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該調査に係る特定被監護者等の保護者及び当該保護者と生計を一にする者に係る市民税

関係情報

イ 当該調査に係る特定被監護者等の保護者及び当該保護者と生計を一にする者に係る子ども・子育て支援事業関係情報

ウ 当該調査に係る特定被監護者等の保護者及び当該保護者と生計を一にする者に係る保育所等多子世帯保育料軽減補助金の交付に関する情報

(3) 幼稚園多子世帯保育料軽減補助金の交付決定の取消しに関する事務 次に掲げる情報

ア 当該取消しに係る特定被監護者等の保護者及び当該保護者と生計を一にする者に係る市民税関係情報

イ 当該取消しに係る特定被監護者等の保護者及び当該保護者と生計を一にする者に係る子ども・子育て支援事業関係情報

ウ 当該取消しに係る特定被監護者等の保護者及び当該保護者と生計を一にする者に係る保育所等多子世帯保育料軽減補助金の交付に関する情報

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成29年3月27日規則第16号）

この規則は、平成29年5月30日から施行する。

付 則（平成30年3月23日規則第8号）

この規則は、平成30年3月26日から施行する。

付 則（令和元年9月25日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定、第3条第1号の改正規定、第4条の改正規定（同条第1号ウの改正規定を除く。）は、令和元年10月1日に施行する。

付 則（令和6年3月28日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。